

## 戸籍謄本等の広域交付等の開始について

### 1 概要

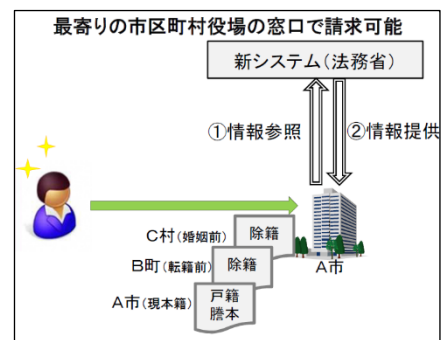
戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行により、戸籍謄本等の広域交付、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等に関する事務を開始する。

### 2 法改正に伴い開始する事務及び手数料

#### (1) 戸籍謄本等の広域交付及び手数料

これまで本籍地のみに限定されていた戸籍謄本等の交付が、本籍地以外の区市町村窓口においても可能となる（広域交付）。

- ・ 戸籍謄本等の広域交付 450 円／通
- ・ 除籍謄本等の広域交付 750 円／通

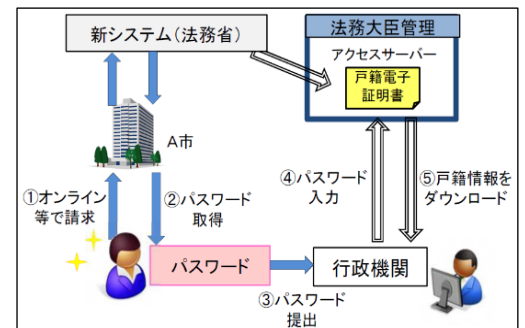


#### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行及び手数料

電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を提供するための識別符号（戸籍電子証明書提供用識別符号）の発行が可能となる。

- ・ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400 円／件
- ・ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700 円／件

ただし、マイナポータルを利用する場合及び当該戸籍電子証明書等に記録された事項と同一の事項が記載された戸籍謄本等と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。



#### (3) 届書等情報内容証明書の交付等及び手数料

届書等情報（届書及びその添付書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書の交付及び届書等情報の内容を出力したものの閲覧が可能となる。

- ・ 届書等情報の内容の証明書の交付 350 円／通
- ・ 届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350 円／件

### 3 今後の予定

令和6年3月1日 戸籍謄本等の広域交付等の開始